

児童発達支援／放課後等デイサービス 事業所における発達障がい児支援の現状

実施状況アンケートの結果と分析について

平成24年11月

大阪市福祉局障害者施策部障害福祉課

アンケートの概要

○目的

平成24年4月施行の改正児童福祉法により、それまで障害者自立支援法に基づくサービスであった児童デイサービスが、「児童発達支援」、「放課後等デイサービス」に移行し、障がい種別に関わらず、発達障がい児についても身近な地域の指定事業所において、支援を受けることが可能となった。しかし、発達障がい児の支援についての専門的知識や支援手法のノウハウなどが十分に普及しておらず、発達障がい児の受け入れが進みにくい状況も想定された。このため、大阪市内の「児童発達支援事業所」及び「放課後等デイサービス事業所」における発達障がい児の受け入れ状況、支援内容及び課題を調査し、把握・分析することで、今後の発達障がい児支援の充実に向けて活用する。

○対象

市内の「指定児童発達支援事業所」及び「放課後等デイサービス事業所」

計 81事業所（平成24年7月1日現在指定）

○内容

発達障がい児の受入れ状況、支援の実施状況、アセスメント方法、研修の実施状況及び不足要素・課題等。

○実施時期

平成24年9月3日アンケート発送、平成24年10月26日全事業者から回答返送完了。

○実施方法

「児童発達支援整備促進事業」による研修参加募集案内にアンケートを同封し、各事業所あて郵送。

郵送またはファックスによりアンケートを回収した。

○回答数

対象の81事業所全てから回答を得た。

区別事業所数

対象事業所の所在分布状況(n=81)

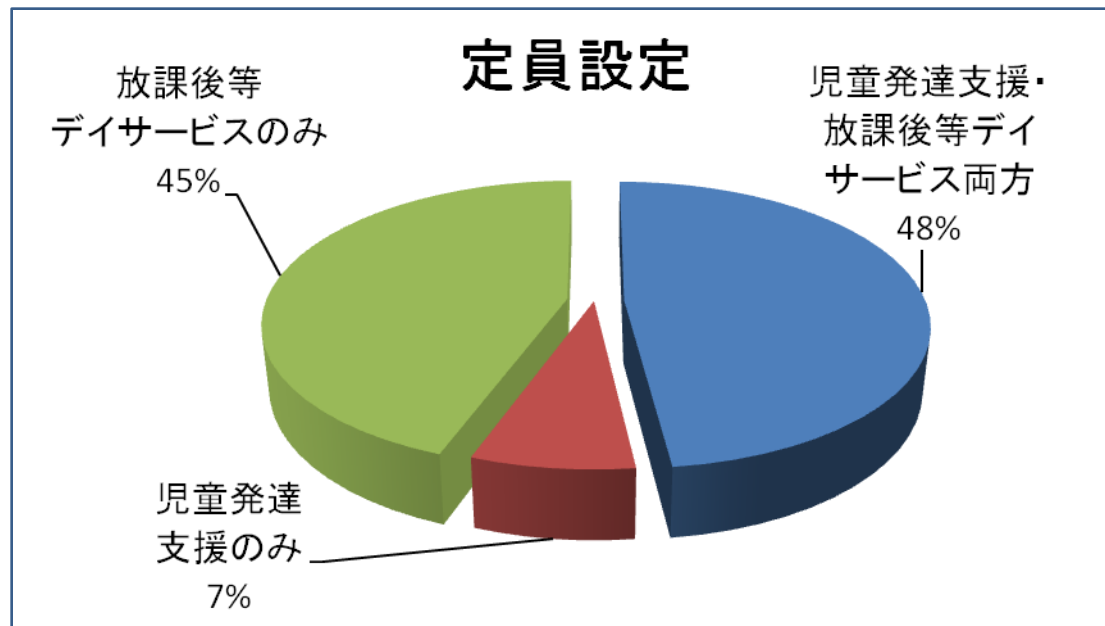
所在区	事業所数
北	2事業所
都島	3事業所
福島	0事業所
此花	0事業所
中央	1事業所
西	2事業所
港	2事業所
大正	0事業所
天王寺	1事業所
浪速	4事業所
西淀川	3事業所
淀川	2事業所

所在区	事業所数
東淀川	5事業所
東成	4事業所
生野	5事業所
旭	4事業所
城東	4事業所
鶴見	8事業所
阿倍野	3事業所
住之江	5事業所
住吉	4事業所
東住吉	5事業所
平野	10事業所
西成	4事業所

北部、西部は、南部、東部に比べて事業所数が少なく、身近な地域で選択できる事業所が限られている。

定員設定の状況

定員設定(n=81)	
児童発達支援／ 放課後等デイサービス両方	39事業所
児童発達支援のみ	6事業所
放課後等デイサービスのみ	36事業所



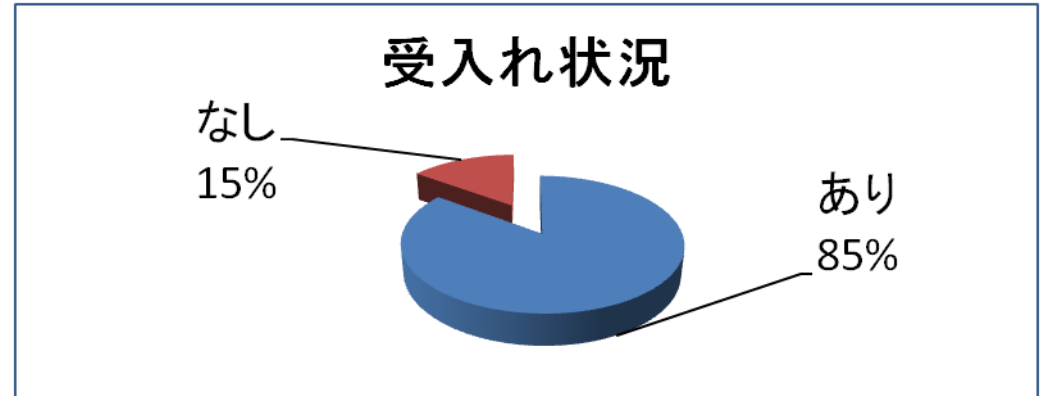
定員設定数の内訳(n=1,119) 単位:人			
未就学児	就学児	未・就両方	定員計
270	731	118	1,119

※平成24年4月1日現在、児童デイサービス事業所の指定を受けている事業所は、平成25年3月31日まで、児童発達支援・放課後等デイサービス両方の指定を受けていると見なされることから、事業実施の実態をみるために、定員設定の状況を調査した。

児童発達支援を実施する事業所は6割弱であるが、放課後等デイサービスは9割強に達している。放課後等デイサービスが、幼児期における保育所に代わり、学齢期の児童の一定の受け皿となっていると考えられる。

受入れ状況①

発達障がい児の受入れ状況 (n=81)	
あり	69事業所
なし	12事業所



受け入れ事業所における発達障がい児(高機能自閉症児)数

※ ()内は登録児童数に対する割合

	登録児童数	うち発達障がい児	うち高機能自閉症児
未就学児	420人	289人(68.8%)	76人(18.1%)(5人に1人)
就学児	1,816人	1,058人(58.3%)	262人(14.4%)(7人に1人)

【参考】児童発達支援支給決定者656名、放課後等デイサービス支給決定者1,935名
(いずれも平成24年6月末現在)

9割弱の事業所が、発達障がい児を受け入れている。
登録児童数のうち、発達障がい児は、未就学児の7割、就学児の5割を占め、高機能自閉症児は、未就学児の5人に1人、就学児の7人に1人となっている。

受入れ状況②

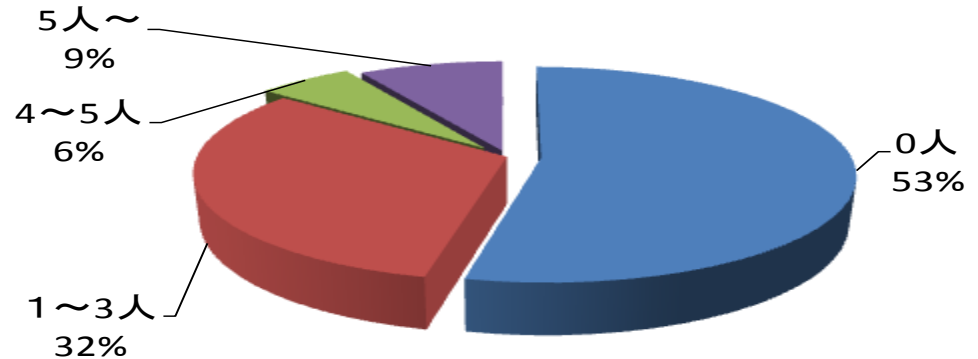
受入れを行っていない事業所数(n=12)
 受入れできない理由 ※複数回答

定員	9事業所	75%
スペース	3事業所	25%
職員確保	4事業所	33%
その他(希望がない等)	7事業所	58%

受入れを行っている事業所数(n=69)
 追加受入れ可能な人数

0人(不可)	37事業所
1~3人	22事業所
4~5人	4事業所
5人~	6事業所

追加受入れ可能人数



発達障がい児の受入れを行っていない場合、その理由として、4分の3の事業所が定員(が満員であること)をあげている。

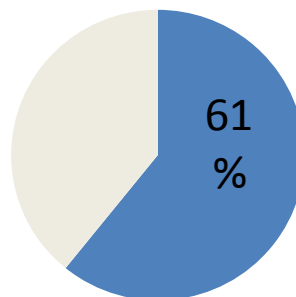
また、受入れを行っている事業所についても、約半数の事業所が定員が満員であるために、追加受入れが困難と回答している。

導入している支援手法

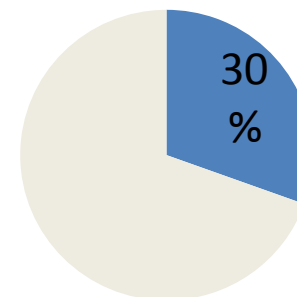
発達障がい児を受入れている事業所(n=69)
導入している支援手法 ※複数回答

視覚支援	42事業所
感覚統合	21事業所
コミュニケーション支援 (PECS、絵カード、マカトンなど)	32事業所
その他 (音楽療法・モンテッソーリ教育法 など)	13事業所
回答なし(選択なし)	13事業所

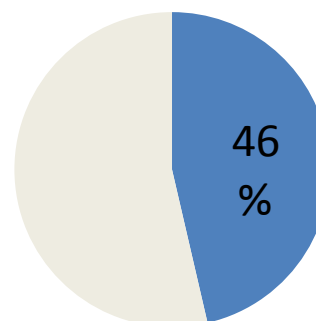
視覚支援



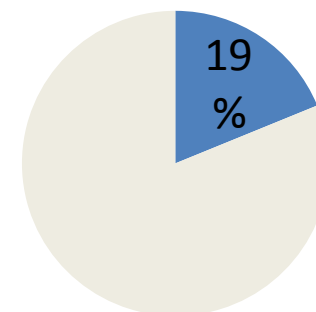
感覚統合



コミュニケーション支援



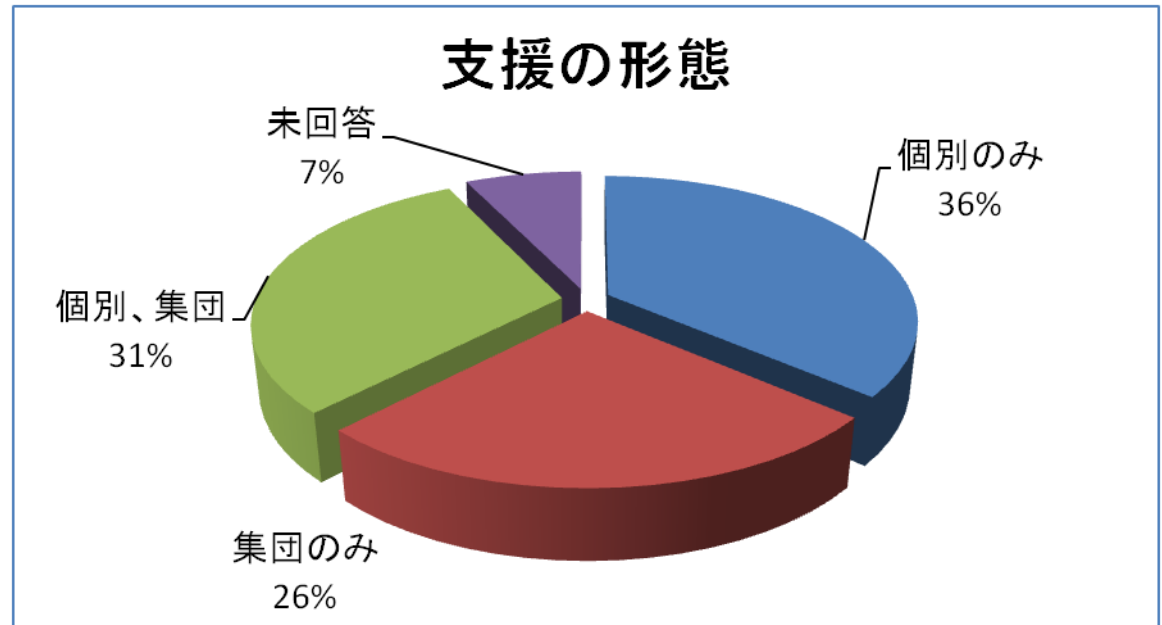
その他



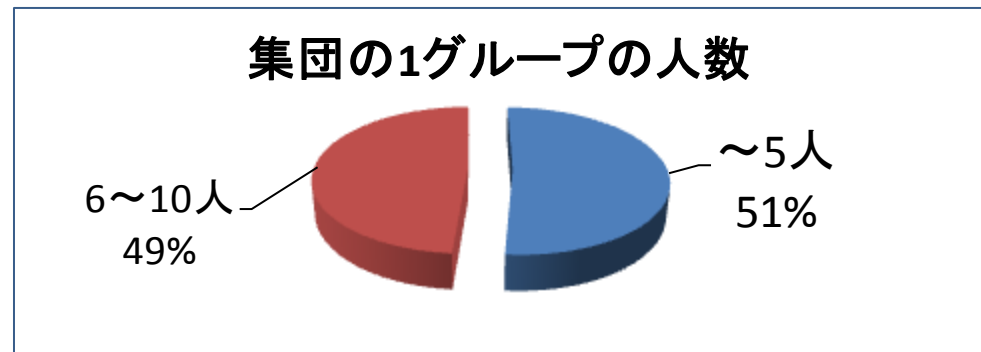
支援手法として、視覚支援(6割)やコミュニケーション支援(5割弱)をあげる事業所が多い。しかし、発達障がい児の支援に有効とされるこうした手法を導入していない事業所が5割前後あるという課題も同時に明らかになった。

支援の形態

支援の形態 (n=69)	
個別のみ	25事業所
集団のみ	18事業所
個別・集団両方	21事業所
未回答	5事業所



集団の1グループの人数 (n=39)	
~5人	20事業所
6~10人	19事業所



7割弱の事業所が個別での支援も実施している。集団での支援は、6割弱の事業所が実施しており、半数は5人以下の少人数で、半数は6~10人で運営している。

支援にあたる職員

職種 ※複数回答(n=69)	事業所数	構成比
児童指導員	59事業所	86%
保育士	44事業所	64%
臨床心理士	6事業所	9%
言語聴覚士	5事業所	7%
理学・作業療法士	8事業所	12%
その他 (社会福祉士、介護福祉士、特別支援教育士、 臨床発達心理士、音楽療法士など)	22事業所	32%

9割弱の事業所が児童指導員を、6割強の事業所が保育士を配置している。臨床心理士、言語聴覚士、理学療法士・作業療法士を配置する事業所も、それぞれ1割前後ある。

アセスメントの方法

支援計画作成時のアセスメントの方法 ※複数回答 (n=69)	事業所数	構成比
保護者との協議	31事業所	45%
行動観察等	13事業所	19%
発達検査等(※)	18事業所	26%
なし(含未回答)	18事業所	26%

※発達検査等の主な内容

- ・関係機関の判定結果(7事業所)
- ・WISC(4事業所)
- ・新版K式(3事業所)
- ・PEPⅢ(1事業所)
- ・PARS(1事業所)
- ・ポーターページチェックリスト(1事業所)
- ・S-M社会生活能力検査(1事業所)

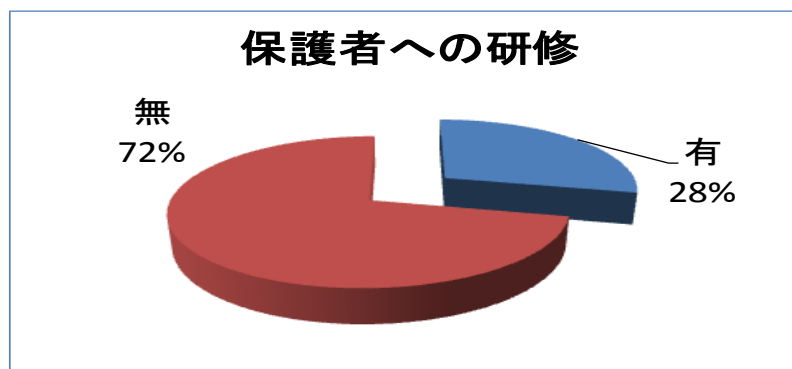
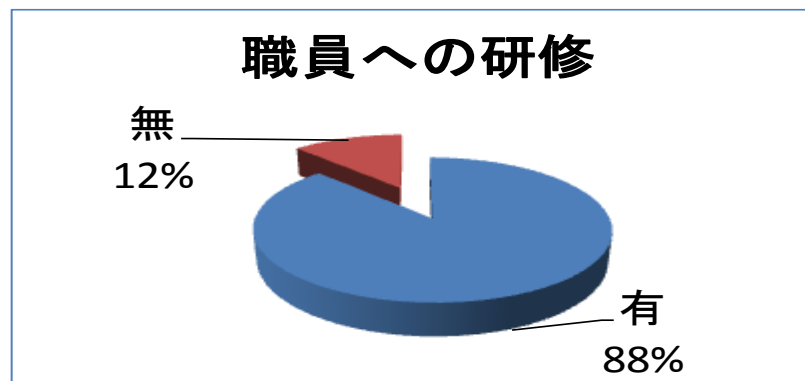
3割弱の事業所は回答がなかった。また、発達検査等の客観的評価を実施している事業所は4分の1しかなかった。

職員への研修・保護者への研修

職員への研修(n=81)	
有	71事業所
無(含未回答)	10事業所

職員への研修方法	※複数回答(n=71)
内部研修	61事業所
外部研修	54事業所
他の施設への見学	17事業所

保護者への研修(n=81)	
有	23事業所
無(含未回答)	58事業所



職員への研修は、9割弱の事業所が実施している。実施している事業所のうち、9割が内部研修を、8割が外部研修を実施している。保護者への研修は、3割弱の事業所が実施している。

支援にあたって不足している要素

不足要素	事業所数	構成比
知識・経験・情報・研修等	30事業所	37%
(専門的指導ができる)人材	20事業所	25%
社会資源(専門機関・受入事業所等)	9事業所	11%
社会・学校園・施設・家庭の理解	8事業所	10%
運営費	7事業所	9%
学校・関係機関との連携	5事業所	6%
保護者支援	4事業所	5%
他事業所との交流	3事業所	4%
スペース	2事業所	2%

4割弱の事業所は、知識・経験等の不足を、4分の1の事業所は専門的指導ができる人材などの不足をあげている。

また、1割前後の事業所が、専門的に支援を行う機関などの社会資源の不足、周囲の理解不足、人・物・場所を確保するための運営費の不足等をあげている。

受入れにあたっての課題等

課題等	事業所数	構成比
障がいの種別・程度・特性に応じた対応	21事業所	26%
(専門的指導ができる)人材	11事業所	14%
知識・経験・情報・研修等	10事業所	12%
スペース	6事業所	7%
学校・関係機関との連携	5事業所	6%
本人・保護者との関係構築	5事業所	6%
保護者支援	4事業所	5%
性・思春期の問題への対応	4事業所	5%
制度の変更・対応	4事業所	5%
本人・保護者の障がい受容	3事業所	4%
対人関係に対する支援	3事業所	4%
社会・学校園・施設・家庭の理解	2事業所	2%
児童同士のコミュニケーション	2事業所	2%
社会資源(専門機関・受入事業所等)	1事業所	1%
運営費	1事業所	1%

前項と共通の回答も多いが、このほか3割弱の事業所が、障がいの種類・程度・特性が異なる児童を同時に同じ場所で支援する難しさをあげている。

まとめと分析

1 研修・機関支援の必要性

児童発達支援/放課後等デイサービス事業所の9割弱が発達障がい児を受入れているがそのうち5割前後の事業所は、視覚支援、コミュニケーション支援など障がいの特性を踏まえ有効であるとされる手法を導入していなかった。

特に学齢期においては、保育所に代わり、放課後等デイサービスが障がい児の受入れに一定の役割を果たしており、事業所数も限られ全体として不足していることから、いずれの事業所を選んでも、児童が障がいの特性に配慮した支援を受けられ、安心して過ごすことができるよう、基礎的な支援手法の普及を図っていく必要がある。

また、事業所からも、発達障がい児の受入れにあたって不足する要素として、知識・経験・情報・研修等があげられていることから、今後、研修・機関支援の充実を図るとともに、研修等を開催する場合は、事業所のマンパワー不足の状況も踏まえ、事業所の職員が参加しやすい時間帯や身近な会場で開催していくなど、事業者が支援の質の向上に取り組みやすくなるように工夫していく必要がある。

2 専門的支援の必要性

事業者のアセスメントの状況を見ると、発達検査等の客観的評価を踏まえている事業所は4分の1しかなかった。

また、多くの事業所からは、専門的・個別的支援が必要であるが、そのための人(材)・物・場所・資金が不足していて困難である、などの意見が寄せられているほか、障がいの種別・程度・特性の異なる児童に対して、同じ時間に同じ場所で支援を行うことの難しさを課題としてあげる事業所が多かった。

こうした状況を踏まえると、現行の児童発達支援/放課後等デイサービス事業所の人員・設備運営基準下において、発達障がい児の身辺自立や集団への適応に向けた日常生活の力を伸ばすための専門的・個別的支援を十分に行うことが難しく、こうした専門的・個別的支援の仕組みについては、別途その確保に向けた検討を行う必要があると考えられる。